

マイナンバーカードの健康保険証利用による健康保険証の廃止に慎重な対応を求める意見書

マイナンバー制度は、日本に住むすべての国民・外国人に生涯変わらない12桁の番号を附番し、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報をも寄せ・参照できるようにし、行政手続きなどに活用するもので、2015年10月に附番が行われ、2016年1月から希望者に対し、顔写真やICチップの入ったマイナンバーカードが交付されている。

政府は、2022年度末までにすべての国民にマイナンバーカードを普及させることを目標として、様々な法改正を行ってきており、さらには重点計画において、マイナンバー制度の仕組みの拡大を掲げ、デジタル社会の実現を目指している。

令和4年10月13日に河野太郎デジタル大臣は、「2024年秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」と表明した。誰もが使う健康保険証の機能をマイナンバーカードに一本化することで利用者の利便性が向上するものの、法律上は任意とされているカードの取得を事実上強制するような誤解を生じさせるものである。

マイナンバーカードの取得率が上がらない理由は、「メリット・必要性を感じない」「情報流出が怖い」などが多く、個人情報保護が守られるのか、ここに国民は強い不安を抱いている。

こうした不安を払拭する手立てを何も講じることなく2024年秋という期限を切った拙速な推進は行うべきではない。政府におかれては、国民の不安の声に耳を傾け、マイナンバーカードの健康保険証利用による健康保険証の廃止には慎重な対応を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、

デジタル大臣